

## 静岡市スポーツ指導者マッチング運営要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、静岡市スポーツ指導者マッチング実施要綱に基づき、スポーツ指導者紹介の円滑な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

### (依頼団体の要件)

第2条 指導者の紹介を希望する団体は、次の全ての要件を満たしてなければならない。

- (1) 主催者及び責任者が明確であること。
- (2) 参加者数、対象者及び利用施設が適切であること。
- (3) 参加者が原則としてスポーツ傷害保険等に加入していること。
- (4) 政治活動、宗教活動または営利を目的としないこと。

### (作業の手順)

第3条 マッチング作業は次の順序で行うものとする。

- (1) 指導者の紹介を依頼する団体の代表者（以下、依頼者とする。）は、公益財団法人静岡市体育協会（以下、市体協とする。）へスポーツ指導者紹介依頼書（様式第1号）を提出する。
- (2) 市体協は、市体協加盟団体等の協力を得て、スポーツ指導者紹介依頼書の内容に適合する指導者（以下、指導者とする。）を検索する。
- (3) 指導者が見つかった場合、市体協はその指導者に対して、スポーツ指導者紹介依頼書の内容及び第4条に掲げる指導者の責務について説明する。
- (4) 指導者に指導の意思がある場合、指導者はスポーツ指導者経歴書（様式第2号）を市体協に提出する。
- (5) 市体協は、指導者の検索結果を依頼者に報告する。指導者が見つかった場合、市体協は依頼者に対して、スポーツ指導者経歴書の内容及び第5条に掲げる依頼者の責務について説明する。指導者が見つからなかった場合、依頼者は市体協に対して、継続検索を依頼するか否かを報告する。
- (6) 市体協は、依頼者と指導者の両者が合意した上で、スポーツ指導が開始できるよう必要に応じて指導助言する。

### (指導者の責務)

第4条 指導者の責務は、次のとおりとする。

- (1) 個人の意思に基づき、報酬を目的とせず、本市のスポーツ振興に貢献しようとする事。
- (2) 公益財団法人日本体育協会が発行する「スポーツ指導者のための倫理ガイドライン」の内容を十分に理解していること。

- (3) 依頼者と十分な打合せを行い、効果的な指導を心がけるとともに、傷害等の防止に留意すること。

(依頼者の責務)

第5条 依頼者の責務は、次のとおりとする。

- (1) 指導者に対し敬意をもって接すること。
- (2) 指導者と十分な打合せを行うこと。
- (3) 指導者の傷害保険に加入すること。
- (4) 指導が開始された後、スポーツ指導者紹介依頼書に記載する内容と実際の内容に変更が生じた場合、速やかに依頼内容変更届（様式第3号）市体協に提出すること。
- (5) スポーツ指導者紹介依頼書に記載する期日満了後14日以内に実績報告書（様式第4号）を市体協に提出すること。

(経費の負担)

第6条 指導に必要な経費については、依頼者と指導者による協議の上決定し、依頼者が負担するものとする。

(マッチングの解消)

第7条 市体協は、スポーツ指導が開始された後でも、次のいずれかの場合、マッチングを解消することができる。ただし、事前に依頼者と指導者による書面による正式な契約が交わされている場合は、その契約に従うものとする。

- (1) スポーツ指導者紹介依頼書の内容と実際の内容が異なり、かつ指導者に不利益が生じた場合。
- (2) スポーツ指導者経歴書に虚偽の記載をしたことが発覚した場合。
- (3) 第2条に掲げる要件を満たさなくなった場合。
- (4) 第4条または第5条に掲げる責務を守らなかった場合。

2 解消あるいは解消に準ずる理由を起こした者については、理由が発覚した時から3年間、マッチングの対象から除外する。

(その他)

第8条 市体協は、指導中に起こった事故に対して、一切の責任を負わない。

(附則)

この要領は、平成27年2月20日から施行する。